

答申第 1163 号  
諮問第 1822 号  
件名：立入検査結果等の開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の1欄に掲げる開示請求に対して同表の3欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。）に基づき令和6年2月8日付けで行った開示請求に対し、知事が同月22日付けで行った開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象文書について

別表の1欄に掲げる請求の請求対象文書は、開示請求書の内容から、愛知県海部県民事務所環境保全課（以下「環境保全課」という。）が保有する特定年月日A及び特定年月日Bの特定事業所の解体跡地の立入検査（以下「解体跡地立入検査」という。）の記録及び写真、これらの立入検査の実施に際して作成した同跡地所有者（以下「所有者」という。）とのやり取りの記録、その他本件2回の立入検査に関する文書であると解した。

#### (2) 本件請求対象文書の特定について

##### ア 解体跡地立入検査における文書の作成状況について

###### (ア) 特定年月日Aの立入検査について

本件立入検査は、建築物解体時のアスベストについての苦情があったことに伴い行ったものであり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。）に基づくものである。当時、建築物は既に解体されていたが、解体後の状況確認を行った。立入検査の際には、立入検査結果記録を作成することが通常であるから、本件でも立入検査結果記録を作成している。

一方、建築物等の解体等工事のアスベスト規制について定める大防法では、土地の持ち主に適用されるアスベスト規制に関する法的義務付けはないこと、聞き取りをする必要もなかったことから、本件立入検査時に、土地の持ち主への聞き取りを行っておらず、聞き取りに係る記録は作成していない。

(1) 特定年月日 B の立入検査について

本件立入検査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 19 条第 1 項に基づくものであり、産業廃棄物の適正な処理を確保することを目的として実施するものである。前記(ア)と同様、本件立入検査の際にも、立入検査結果記録を作成している。

廃掃法に基づく立入検査では、必要に応じて所有者等の関係者に聞き取りを行うことはあるが、本件の立入検査においては、廃棄物の残置が確認されなかつたため、環境保全課の担当者は、所有者等の関係者に質問をする必要がないと判断し、聞き取りを行っておらず、聞き取りに係る記録は作成していない。

イ 文書の特定について

開示請求書の記載から判断すると、請求対象文書は、解体跡地立入検査の結果に係る記録であることは明らかであることから、別表の 3 欄に掲げる文書を特定して開示決定し、特定年月日 B の立入検査写真については別途一部開示決定している。よって特定に誤りはない。

また、前記アで述べたとおり、解体跡地立入検査においては、立入検査結果記録以外の文書は作成しておらず、ほかに特定すべき文書はない。

よって、別表の 3 欄に掲げる文書を特定した上で、開示決定をしたものである。

ウ なお、その他本件土地に関連する文書を探索したが、本件土地に関連する不法投棄の指導歴等もなく、関連する文書はなかった。

#### 4 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、特定事業所南端の立入検査記録や廃掃法に基づく立入検査等の記録があるべき旨を主張していることから、別表の 1 欄に掲げる請求に対して同表の 3 欄に掲げる文書を特定した実施機関の文書特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件開示請求は、特定事業所解体跡地に対して実

施された立入検査の記録や写真等の開示を求めるものと解される。

実施機関によれば、特定事業所解体跡地に対しては、特定年月日 A に大防法第 26 条第 1 項に基づく立入検査を、また、特定年月日 B に廃掃法第 19 条第 1 項に基づく立入検査を行っていることから、各立入検査の際に作成した立入検査結果記録及び現場写真を特定した上で、別表の 3 欄に掲げる文書について開示決定を行い、特定年月日 B の立入検査写真については別途一部開示決定を行ったとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、特定事業所解体跡地について作成された立入検査結果記録及び現場写真であって、本件請求内容に合致する文書であると認められる。

イ 当審査会において実施機関に確認したところ、特定年月日 A の立入検査については、解体作業中のアスベストの飛散に関する苦情を受けて大防法に基づき実施したものであるが、実際に現場を確認したところ既に解体工事は完了していたとのことである。

また、特定年月日 B の立入検査については、石綿含有産業廃棄物等の不法投棄の有無について確認するため、廃掃法に基づき実施したものであるが、現場を確認したところ解体建材などの残置は認められず、不法投棄がされた様子は確認できなかったとのことである。

そのため、関係者への聞き取りや敷地内への立ち入り等といった追加の対応を行う必要はないとの判断したことから、特定した文書のほかに本件開示請求の対象となる行政文書は作成していないとのことである。

ウ 当審査会において検討したところ、これらの実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はなく、本件行政文書のほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件行政文書の特定に誤りは認められない。

### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求内容	2 開示等決定	3 行政文書の名称	
特定の不法投棄 通報場所の立入調 査・立入検査記録 全て・記録写真全 部	開示決定 令和 6 年 2 月 22 日 付け 5 海環第 864-1 号	文書 1	令和 4 年度立入検査結果 (検査年月日特定年月日 A)
		文書 2	特定年月日 A 立入検査写真
		文書 3	令和 4 年度立入検査結果 (検査年月日特定年月日 B)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7. 1. 24	諮詢（弁明書の写しを添付）
7. 2. 28	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
7. 3. 31	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
7. 8. 25 (第 712 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 10. 23 (第 714 回審査会)	審議
7. 11. 26	答申